

議案第 36 号

市川市手数料条例の一部改正について

市川市手数料条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 4 年 1 2 月 2 日提出

市川市長 田 中 甲

市川市条例第 号

市川市手数料条例の一部を改正する条例

市川市手数料条例(平成 1 1 年条例第 4 0 号)の一部を次のように改正する。

別表都市の低炭素化の促進に関する法律関係手数料の表低炭素建築物新築等計画の認定の申請に対する審査の項を次のように改める。

低炭素建築物新築等計画の認定の申請に対する審査	登録建築物エネルギー消費性能判定機関による技術的審査を受けていない低炭素建築物新築等計画	1 件につき、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。 (1) 一戸建ての住宅 次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める額 ア 建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令(平成 2 8 年経済産業省・国土交通省令第 1 号。以下この表及び建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律関係手数料の表において「基準省令」という。)第 1 0 条第 2 号イ(2)及びロ(2)に定める基準(以下この表及び建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律関係手数料の表において「誘導仕様基準」という。)に適合するかどうかを評価する方法以外の方法による場合 次に掲げる建築物の延床面積の区分に応じ、それぞれに定める額 ア) 2 0 0 平方メートル未満のもの 3 6, 0 0 0 円 イ) 2 0 0 平方メートル以上のもの 4 0, 0 0 0 円 イ 誘導仕様基準に適合するかどうかを評価する方法による場合 次に掲げる建築物の延床面積の区分に応じ、それぞれに定める額 ア) 2 0 0 平方メートル未満のもの 1 8, 0 0 0 円
-------------------------	--	---

- (イ) 200平方メートル以上のもの 20,000円
- (2) 共同住宅等 次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める額
 - ア 誘導仕様基準に適合するかどうかを評価する方法以外の方法による場合 次に掲げる建築物の延床面積の区分に応じ、それぞれに定める額
 - (ア) 300平方メートル未満のもの 73,000円
 - (イ) 300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 122,000円
 - (ウ) 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 208,000円
 - (エ) 5,000平方メートル以上のもの 298,000円
 - イ 誘導仕様基準に適合するかどうかを評価する方法による場合 次に掲げる建築物の延床面積の区分に応じ、それぞれに定める額
 - (ア) 300平方メートル未満のもの 34,000円
 - (イ) 300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 60,000円
 - (ウ) 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 109,000円
 - (エ) 5,000平方メートル以上のもの 165,000円
- (3) 住宅以外の用途に供する建築物 次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める額
 - ア 基準省令第10条第1号イ(2)及びロ(2)に定める基準に適合するかどうかを評価する方法（以下この表及び建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律関係手数料の表において「第10条モデル建物法」という。）以外の方法による場合 次に掲げる建築物の延床面積の区分に応じ、それぞれに定める額
 - (ア) 300平方メートル未満のもの 241,000円
 - (イ) 300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの 303,000円
 - (ウ) 1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 391,000円
 - (エ) 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 558,000円
 - (オ) 5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの 687,000円
 - (カ) 10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの 812,000円

(キ) 25,000平方メートル以上のもの 927,000円
イ 第10条モデル建物法による場合 次に掲げる建築物の延床面積の区分に応じ、それぞれに定める額

(ア) 300平方メートル未満のもの 92,000円

(イ) 300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの 117,000円

(ウ) 1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 155,000円

(エ) 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 251,000円

(オ) 5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの 327,000円

(カ) 10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの 394,000円

(キ) 25,000平方メートル以上のもの 462,000円

(4) 複合建築物（住宅の用途及び住宅以外の用途の両方の用途に供する建築物をいう。以下この表において同じ。）（住宅の用途に供する部分に限る。） 次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める額

ア 誘導仕様基準に適合するかどうかを評価する方法以外の方法による場合 次に掲げる当該複合建築物の延床面積の区分に応じ、それぞれに定める額

(ア) 300平方メートル未満のもの 73,000円

(イ) 300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 122,000円

(ウ) 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 208,000円

(エ) 5,000平方メートル以上のもの 298,000円

イ 誘導仕様基準に適合するかどうかを評価する方法による場合 次に掲げる当該複合建築物の延床面積の区分に応じ、それぞれに定める額

(ア) 300平方メートル未満のもの 34,000円

(イ) 300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 60,000円

(ウ) 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 109,000円

(エ) 5,000平方メートル以上のもの 165,000円

(5) 複合建築物（住宅以外の用途に供する部分に限る。） 次に掲

		<p>げる区分に応じ、それぞれに定める額</p> <p>ア 第10条モデル建物法以外の方法による場合 次に掲げる当該複合建築物の延床面積の区分に応じ、それぞれに定める額</p> <p>(ア) 300平方メートル未満のもの 241,000円</p> <p>(イ) 300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの 303,000円</p> <p>(ウ) 1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 391,000円</p> <p>(エ) 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 558,000円</p> <p>(オ) 5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの 687,000円</p> <p>(カ) 10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの 812,000円</p> <p>(キ) 25,000平方メートル以上のもの 927,000円</p> <p>イ 第10条モデル建物法による場合 次に掲げる当該複合建築物の延床面積の区分に応じ、それぞれに定める額</p> <p>(ア) 300平方メートル未満のもの 92,000円</p> <p>(イ) 300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの 117,000円</p> <p>(ウ) 1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 155,000円</p> <p>(エ) 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 251,000円</p> <p>(オ) 5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの 327,000円</p> <p>(カ) 10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの 394,000円</p> <p>(キ) 25,000平方メートル以上のもの 462,000円</p>
<p>申請に併せて登録建築物エネルギー消費性能判定機関等によ</p>	<p>1件につき、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 一戸建ての住宅 5,100円</p> <p>(2) 共同住宅等 次に掲げる建築物の延床面積の区分に応じ、それぞれに定める額</p> <p>ア 300平方メートル未満のもの 10,000円</p> <p>イ 300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 21,000円</p> <p>ウ 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの</p>	

技術的審査に係る適合証の写しその他建築物エネルギー消費性能誘導基準に適合していることを示す書類として市長が別に定めるものが提出された低炭素建築物新築等計画	の 47,000円
	エ 5,000平方メートル以上のもの 85,000円
	(3) 住宅以外の用途に供する建築物 次に掲げる建築物の延床面積の区分に応じ、それぞれに定める額
	ア 300平方メートル未満のもの 10,000円
	イ 300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの 17,000円
	ウ 1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 28,000円
	エ 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 85,000円
	オ 5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの 135,000円
	カ 10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの 170,000円
	キ 25,000平方メートル以上のもの 213,000円
	(4) 複合建築物（住宅の用途に供する部分に限る。） 次に掲げる当該複合建築物の延床面積の区分に応じ、それぞれに定める額
	ア 300平方メートル未満のもの 10,000円
	イ 300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 21,000円
	ウ 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 47,000円
	エ 5,000平方メートル以上のもの 85,000円
	(5) 複合建築物（住宅以外の用途に供する部分に限る。） 次に掲げる当該複合建築物の延床面積の区分に応じ、それぞれに定める額
	ア 300平方メートル未満のもの 10,000円
	イ 300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの 17,000円
	ウ 1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 28,000円
	エ 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 85,000円
	オ 5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの 135,000円
カ 10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの 170,000円	

		キ 25,000平方メートル以上のもの 213,000円
備考		
1 低炭素建築物新築等計画の認定の申請に併せて当該低炭素建築物新築等計画が建築基準関係規定に適合するかどうかの審査の申出があったときは、この項に定める額に次に掲げる額を加算する。		
(1) 建築基準法関係手数料の表の定めるところにより算定した建築物に関する確認の申請又は計画の通知に対する審査に係る手数料の額		
(2) 建築基準関係規定に適合するかどうかの審査に建築設備に係る審査が含まれる場合にあつては、建築基準法関係手数料の表建築設備及び工作物に関する確認の申請又は計画の通知に対する審査の項に定める額		
2 複合建築物の建築物全体に係る低炭素建築物新築等計画の認定の申請に係る手数料の額は、この項の定めるところにより算定した住宅の用途に供する部分の額及び住宅以外の用途に供する部分の額を合算した額とする。		

別表建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律関係手数料の表建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請に対する審査の項（備考の規定を除く。）を次のように改める。

建築物 エネルギー消費性能向上計画の認定の申請に対する審査	申請に併せて登録建築物エネルギー消費性能判定機関又は登録住宅性能評価機関による技術的審査に係る適合証(以下この表において「適	1件につき、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。 (1) 誘導仕様基準に適合するかどうかを評価する方法以外の方法による住宅部分に係る申請 次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める額 ア 一戸建ての住宅 次に掲げる建築物の延床面積の区分に応じ、それぞれに定める額 ア) 200平方メートル未満のもの 36,000円 イ) 200平方メートル以上のもの 40,000円 イ 共同住宅等 次に掲げる建築物の延床面積(建築物の延床面積から共用部分の延床面積を除いた面積のみを審査の対象とするときは、建築物の延床面積から共用部分の延床面積を除いた面積)の区分に応じ、それぞれに定める額 ア) 300平方メートル未満のもの 73,000円 イ) 300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 122,000円 ウ) 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 209,000円 エ) 5,000平方メートル以上のもの 299,000円 (2) 誘導仕様基準に適合するかどうかを評価する方法による住宅部
----------------------------------	--	---

<p>合証」という。)の写しその他建築物エネルギー消費性能誘導基準に適合していることを示す書類として市長が別に定めるもの(以下この表において「性能向上計画に係る適合証等」という。)が提出された場合以外の場合</p>	<p>分に係る申請 次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める額</p> <p>ア 一戸建ての住宅 次に掲げる建築物の延床面積の区分に応じ、それぞれに定める額</p> <p>(ア) 200平方メートル未満のもの 18,000円</p> <p>(イ) 200平方メートル以上のもの 20,000円</p> <p>イ 共同住宅等 次に掲げる建築物の延床面積(建築物の延床面積から共用部分の延床面積を除いた面積のみを審査の対象とするときは、建築物の延床面積から共用部分の延床面積を除いた面積)の区分に応じ、それぞれに定める額</p> <p>(ア) 300平方メートル未満のもの 35,000円</p> <p>(イ) 300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 60,000円</p> <p>(ウ) 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 109,000円</p> <p>(エ) 5,000平方メートル以上のもの 166,000円</p> <p>(3) 第10条モデル建物法以外の方法による非住宅部分に係る申請 次に掲げる建築物の延床面積の区分に応じ、それぞれに定める額</p> <p>ア 300平方メートル未満のもの 242,000円</p> <p>イ 300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの 303,000円</p> <p>ウ 1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 392,000円</p> <p>エ 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 559,000円</p> <p>オ 5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの 689,000円</p> <p>カ 10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの 815,000円</p> <p>キ 25,000平方メートル以上のもの 929,000円</p> <p>(4) 第10条モデル建物法による非住宅部分に係る申請 次に掲げる建築物の延床面積の区分に応じ、それぞれに定める額</p> <p>ア 300平方メートル未満のもの 92,000円</p> <p>イ 300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの 118,000円</p> <p>ウ 1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 155,000円</p> <p>エ 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの</p>
---	---

	<p>の 251,000円</p> <p>オ 5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの 328,000円</p> <p>カ 10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの 395,000円</p> <p>キ 25,000平方メートル以上のもの 463,000円</p>
申請に併せて性能向上計画に係る適合証等が提出された場合	<p>1件につき、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 住宅部分に係る申請 次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める額</p> <p>ア 一戸建ての住宅 5,000円</p> <p>イ 共同住宅等 次に掲げる建築物の延床面積（建築物の延床面積から共用部分の延床面積を除いた面積のみを審査の対象とするときは、建築物の延床面積から共用部分の延床面積を除いた面積）の区分に応じ、それぞれに定める額</p> <p>（ア） 300平方メートル未満のもの 10,000円</p> <p>（イ） 300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 21,000円</p> <p>（ウ） 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 47,000円</p> <p>（エ） 5,000平方メートル以上のもの 85,000円</p> <p>(2) 非住宅部分に係る申請 次に掲げる建築物の延床面積の区分に応じ、それぞれに定める額</p> <p>ア 300平方メートル未満のもの 10,000円</p> <p>イ 300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの 17,000円</p> <p>ウ 1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 28,000円</p> <p>エ 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 85,000円</p> <p>オ 5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの 135,000円</p> <p>カ 10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの 171,000円</p> <p>キ 25,000平方メートル以上のもの 213,000円</p>

別表建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律関係手数料の表建築物のエネルギー消費性能に係る認定の申請に対する審査申請に併せて適合証の写

しその他建築物エネルギー消費性能基準に適合していることを示す書類として市長が認めるもの（以下この表において「適合証等」という。）が提出された場合以外の場合の項中「市長が認める」を「市長が別に定める」に、「適合証等」を「建築物のエネルギー消費性能に係る認定の適合証等」に改め、同項第2号中「第1条第1項第2号イ(2)(i)及びロ(2)に定める基準若しくは同号イ(2)(ii)及びロ(2)に定める基準、同号イ(2)(i)及びロ(3)に定める基準若しくは同号イ(2)(ii)」を「第1条第1項第2号イ(2)及びロ(2)に定める基準、同号イ(2)」に改め、同表建築物のエネルギー消費性能に係る認定の申請に対する審査申請に併せて適合証等が提出された場合の項中「適合証等」を「建築物のエネルギー消費性能に係る認定の適合証等」に改め、同表建築物のエネルギー消費性能に係る認定の申請に対する審査の項の備考を次のように改める。

備考 住宅部分及び非住宅部分を有する建築物に係る建築物のエネルギー消費性能に係る認定の申請に係る手数料の額は、この項の定めるところにより算定した住宅部分の額及び非住宅部分の額を合算した額とする。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の別表都市の低炭素化の促進に関する法律関係手数料の表低炭素建築物新築等計画の認定の申請に対する審査の項及び別表建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律関係手数料の表建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請に対する審査の項の規定は、この条例の施行の日以後の申請に係る手数料について適用し、同日前の申請に係る手数料については、なお従前の例による。

理 由

建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令等の改正に伴い、建築物エネルギー消費性能向上計画等の認定事務に係る手数料を見直すとともに、新たに追加された評価方法に基づく当該計画等の認定事務に係る手数料を定めるほか、所要の改正を行う必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。